

埼玉県報

第 2 6 2 1 号 平成26年8月19日 火 曜 日

目 次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(利根地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(利根地域振興センター)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 3一ネ病患畜の発生(畜産安全課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 草加都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 県道片柳川越線の供用の開始(飯能県土整備事務所)
- 県道上中森鴻巣線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 県道上中森鴻巣線の供用の開始(行田県土整備事務所)
- 県立4病院の灯油(平成26年度10・11月分)の調達に関する入札公告(経営管理課)
- 埼玉県立小児医療センターのNICU用患者監視装置の調達に関する入札公告(経営管理課)

埼玉県告示第千百六十九号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出され 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 たので、 特定 同

並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 当該申請に係る定款、 役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初 申請書を受理 におい した日から二月間、 ション (http://w て備え置く方法 の事業年度及 県

平成二十六年八月十九日

埼玉県知事。 上田 清、司

申請のあった年月日

平成二十六年八月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人羽生の杜

三 代表者の氏名

新井 京子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県羽生市桑崎千三百三十一

五 定款に記載された目的

って社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。 に地域で自立して生活していけるまちづくりの実現を図るための事業を行い、 ・芸術を楽 当法人は、 必要とする全ての しみ、 参加できる環境づくりや、 人に対して、 等 子どもから高齢者まで、 しく福祉サービスが行き渡り、 共に豊か も 文

埼玉県告示第千百七十号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す

aitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 にインター ネットを利用する方法 (埼玉県NP 活部共助社会づ なお、 当該申請に係る変更後の定款を、 くり課及び埼玉県利根地域振興セ 申請書を受理した日から二月間、 〇情報ステー ンター に お シ ョ いて備え置く方法並び λ(http://www.s 県民生

平成二十六年八月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十六年八月七日

| 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本搜索救助犬協会

三 代表者の氏名

江口 タミ子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市菖蒲町三箇七百五十九番地三

五 定款に記載された目的

対し、 この法人は、 捜索及び救助活動を行い 地震や土砂崩 れ の 緊急人命救助に寄与することを目的とする。 災害現場、 山林等での行方不明者、 要救助者に

埼玉県告示第千百七十一号

出 公告し、 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年八月十九日

埼玉県知事 上田 清司

| 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

シンワビル

埼玉県東松山市松本町二丁目四百六十八 四百六十八

四百六十七 四百六十九 <u></u> 四百六十九 十七、 四百七十

四百七十一

口 変更の概要

大規模小売店舗におい て小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ギガ物産 代表取締役社長 松岡達二

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ舞二丁目二番地二号

変更後) 株式会社オザム 代表取締役 小澤国生

東京都青梅市友田町五 三百五十

八 変更年月日

平成二十六年七月十七日

二 届出年月日

平成二十六年七月二十四日

二 縦覧期間

平成二十六年八月十九日から平成二十六年十二月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター 東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項 の 規定により、 当該大規模小売店舗の 周辺

の 地域 の 生活環境の保持 の ため配慮すべき事項につ ĺ١ て意見を有する者は 県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千百七十二号

出 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年八月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

シンワビル

埼玉県東松山市松本町二丁目四百六十八 四百六十八

四百六十七 四百六十九 $\stackrel{=}{=}$ 四百六十九 十七、 四百七十

四百七十一

口 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 有限会社シンワ・クリエイト 代表取締役 上村正

埼玉県東松山市松本町二丁目一番四十九号

変更後) 株式会社シンワ・ クリエイ 代表取締役 新井美代

埼玉県東松山市松本町二丁目一番四十九号

八 変更年月日

平成十八年十二月十三日

二 届出年月日

平成二十六年七月二十八日

二 縦覧期間

平成二十六年八月十九日から平成二十六年十二月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター 東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項 の 規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域 の生活環境の保持の ため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年八月十九日から平成二十六年十二月十九日まで

埼玉県告示第千百七十三号

り次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定によ 平成二十六年八月十九日

埼玉県知事 上田 清司

	家 伝	
牛 ヨー ネ 病	S畜の種類 の種類	
患畜	患 畜 及 び	
頭頭	群 頭 数 又 数	
上里町	区 発生場所又は 域	
八月十三日平成二十六年	発 生 年 月	
殺 処 分	<u>処</u> 置	

埼玉県告示第千百七十四号

第十四条第三項の規定により公示する。 ので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成二十六年八月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

所沢市

二作業種類

公共測量 (三・ 四級基準点測量、 三・四級水準測量、 数值地形図 地図情報レ

ベル五〇〇)

三 作業地域

所沢市大字北秋津の一部・大字上安松の一部

四 作業期間

平成二十六年八月四日から平成二十六年十月三十一日まで

埼玉県告示第千百七十五号

覧に供する。 条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦 計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十 三郷市から草加都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市

平成二十六年八月十九日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十四号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、 平成二十六年八月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長内 藤 敏夫

片	路
, 柳 川 越	線
線	名
面に表示する部分に限る) 五〇番二地先まで(ただし、関係図地先から同市大字塚越字八日市一〇坂戸市大字塚越字南馬場九二七番六坂戸市大字塚越字南馬場九二七番六	供用開始の区間
平成二十六年八月十九日	供用開始の期日
延長一七二・二一メートル号で告示した道路予定区域の一部供具飯能県土整備事務所長告示第十一早成二十一年三月二十三日付け埼玉	備考

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年八月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

		旧	
新	旧	新	
		別	
九八八番三地先まで同市大字堤根字代官田通	八三一番地先から行田市大字堤根字代官田通	区間	
- - - - - - - - - - - - - - -	七・五〇~	(メートル)敷地の幅員	
二 三 二 · 六 力		(メートル)	
	工事に伴う迂回道路構が行う武蔵水路改築独立行政法人水資源機	備考	

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、 平成二十六年八月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 園田 誠司

上中森鴻巣線	路線名
九八八番三地先まで同市大字堤根字代官田通八三一番地先から行田市大字堤根字代官田通	供用開始の区間
平成二十六年八月十九日	供用開始の期日
延長ニニニ・六九メートル。明道仮廻し。	備考

埼玉県病院事業告示第二十三号

平成二十六年八月十九日一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量灯油 JIS 1号 125,000リットル
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成26年10月1日から平成26年11月30日まで
- (4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター

エ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期 灯油 JIS 1号 235,100リットル 平成26年10月

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る。)又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な 資格等に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物 品の販売」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加 停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停

止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 田村、三谷 電話048-830-5985(直通) ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札説明会

なし。

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月24日午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月22日午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成26年9月24日午後2時10分 開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率(100分の5以上)

を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成 14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第 2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年9月9日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、 それに応じなければならない。

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。
- イ 紙媒体の書類を上記 3 (1) の提出場所へ郵送又は持参により提出する。 なお、郵送の場合は、書留郵便に限り、上記期限内に必着とする。
- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の 特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当 する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を

平成26年8月20日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提 出し、入札参加に必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者 に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

 Kerosene JIS(No. 1) 125,0000
- (2) Time-limit for tender: 2:00 p.m. September 24, 2014 (Bidding by registered mail must be received by 5:00p.m. September 22, 2014)
- (3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063 Japan

Telephone: 048-830-5985

埼玉県病院事業告示第二十五号

平成二十六年八月十九日一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量 NICU用患者監視装置 一式
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書及び入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成27年1月30日
- (4) 納入場所 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター
- (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る)又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること。
- (2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な 資格等に関する公示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物 品の販売」のA等級に格付けされている者であること。
- (5) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

- 3 入札書等の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事·共同購入担当 田村·三谷

電話048-830-5985 (直通) ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料 (提案書) の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地

埼玉県立小児医療センター 用度担当 木村

電話048-758-1811 (代表) ファクシミリ048-758-1818

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(4) 入札説明会

なし

- (5) 入札書の受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月30日 午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月29日 午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成26年9月30日 午前10時30分 開札への立会いは不要とする。

- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成 26年9月8日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加 資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、 それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の 特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当 する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記 2 (4) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成 26年8月20日午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-830-5775

(直通)) へ提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者 に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Patient monitor for NICU

(2) Time-limit for tender:

10:20 a.m., September 30, 2014 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., September 29, 2014)

(3) Contact Infomation:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985